



最近行われた日韓シンポジウムと研究会での議論を取り上げた。日韓シンポジウム「高齢・格差化が進む日韓両国の介護問題」の様子は、当日司会・進行を務めた森山治金沢大学教授から寄稿いただいた。次に、リスク・レジリエンス研究会における活動内容を市原あかね金沢大学教授から寄稿いただいた。また、最近行われた公開研究会（今年度第4回と第6回）の報告者から報告要旨を寄稿いただいた。最後に、2017年10月7日に実施された地域政策研究センター活動成果報告会の開催報告を掲載した。これら記事を通じて、地域政策研究センターの研究活動に対する理解が一層深まり、地域政策研究が活発化することを願う。

金沢大学
経済学経営学系教授
森山 治

日韓介護問題シンポジウム(報告)

2017年9月10日(日)、四高記念館多目的室で開催した標記シンポジウムは、介護労働研究会(科研「社会的包摂を視点とした介護労働力の政策化とキャリア形成に向けての国際比較研究」と地域政策研究センターの共同開催となった。

1. シンポジウムのテーマ・主旨：

「高齢・格差化が進む日韓両国の介護課題」

日本では2000年、韓国では2008年から、それぞれ介護保険制度・老人長期療養保険制度がスタートしている。両国に共通するのは世界で最も高齢社会が進んだ国であり、少子高齢化に歯止めが効かぬ

状況において、公的な介護保障制度の役割は益々重要になっていることである。しかし、日本では要介護者数が増加するに従い保険料は増額し、自己負担割合も増えている。他方においてサービスの利用控えも顕著となっており、高齢期の所得格差によってサービスが十分に受けられない状況が生じている。

本シンポジウムは、高齢・格差化が進行する日韓両国における介護問題について、研究・実践の両面から現状及び課題についての議論を深めていくことを目的とした。

シンポジウムは2つのセッションから構成され、セッション1では、「高齢者介護の現場はどうなっているのか」と題し、日本の現状については森山千賀子(白梅学園大学)氏、韓国の現状については沈明淑(成山老人福祉センター施設長)氏にそれぞれ報告をいただいた。

セッション2は「公的介護保障制度はどうなって

■日韓介護問題シンポジウム(報告)

金沢大学経済学経営学系
教授 森山 治 …… ①

■リスク・レジリエンス研究会活動報告

金沢大学経済学経営学系
教授 市原 あかね …… ⑦

■社会保障の規範理論に基づく政策研究 (2017年度第4回公開研究会：2017年11月22日)

金沢大学経済学経営学系
講師 村上 慎司 …… ⑨

■レジデント型研究から地域政策研究へ (2017年度第6回公開研究会：2018年1月18日)

金沢大学人間社会研究域附属地域政策研究センター
准教授 菊地 直樹 …… ⑩

■地域政策研究センター活動成果報告会の開催

金沢大学人間社会研究域附属地域政策研究センター長
経済学経営学系 …… ⑫
教授 佐無田 光

いるのか」と題し、老人長期療養保険制度の現状については崔太子（成山老人福祉センター代表）氏、介護保険制度の現状については井口克郎（神戸大学）氏にそれぞれ報告をいただいた。司会・進行は森山治（金沢大学）が担当した。

シンポジストを簡単にご紹介すると、崔太子氏、沈明淑氏は日本社会事業大学大学院社会福祉研究科博士後期課程（崔氏）・博士前期課程（沈氏）を修了し、韓国に帰国後、高齢者介護事業を展開している。森山千賀子氏は介護福祉学が専門であり、大学教員の傍ら、社会福祉法人サンフレンズ理事、一般社団法人地域ケア総合評価機構代表理事を担っている。井口克郎氏は経済学の立場から、介護問題についての研究を精力的におこなっている。

以下、シンポジストの発言を誌面にあわせるため大幅にカットし、森山の責任でまとめている。当日のシンポジストの発言内容については現在ファイルにまとめる作業を行っている。ご関心のある方は金沢大学の森山まで連絡をお願いしたい。

2. 報告内容

セッション1

「高齢者介護の現場はどうなっているのか」

■ 森山千賀子氏 報告（要旨）

1. 介護人材の現状と見通し

2025年に向けた介護人材の構造転換として政府はまんじゅう型から富士山型への構造転換を提示している。こうした考えの背景には、①介護の現場は無資格者、有資格者が混在しており、介護職の専門性が不明確であること。②介護人材の役割分担がはっきりとせず、将来展望（キャリアパス）が見えにくいこと。③介護職への理解やイメージ向上が不十分であることなどがあげられている。

介護人材の量的確保としては、人材のすそ野の拡大を進め多様な人材の参入を図り、労働環境の整備や処遇改善を行い介護の仕事についた人が長く続けられるような道をつくる。質的確保としては、専門性の明確化・高度化で継続的な質の向上を促し、

キャリアアップを図りながら人材の役割分担、機能分化を進め、「まんじゅう型から富士山型」への転換を目指すとしている。

現実の問題として介護の現場は著しい介護人材不足が常態化している。介護福祉士養成校への入学者の急速な落ち込みは、2006年の介護保険法改正からであり、雇用保険を受けながら養成校で学ぶ職業訓練生制度の導入により持ち直した時期もあるが、入学定員は総定員数の5割を切る状況にある。さらに、2017年1月の介護福祉士国家試験の受験者は前年度の半数に減少している。これらのことから、今後の介護福祉士の登録者の伸び率が急激に上昇する見込みは薄く、介護人材の質的確保にも課題を抱える状況にある。

こうした状況に対して厚生労働省は、『介護離職ゼロ』に向けた介護人材確保策として3本柱—①離職した介護職員を現場に呼び戻す。②新規参入促進。③現場で働く介護人材の定着促進—を掲げ、人材確保対策に乗り出している。

介護人材の処遇改善については、2017（H29）年度より介護職員処遇改善加算として、平均1万円の処遇改善、介護福祉士には手当をつける等の対策が行われている。さらに、職位・職責・職務内容に応じた賃金体系、キャリアアップのしくみや、これまでは介護職員だけを対象にしていたものから、他職種の職員にも拡大するといった対策も出されている。

外国人介護人材の受け入れに関する議論では、政府による受け入れ制度の趣旨は、人材不足への対策ではない。あくまでも、2025年に向けた介護人材の確保は、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本である。

2. 認知症高齢者対策の中で、家族などによる介護の担い手を取り巻く現状

認知症の人を取り巻く施策であるオレンジプランと新オレンジプランの違いは、「認知症の人をいかに支援するか」から「認知症の人とその家族の視点を重視する」観点が導入されたことである。つまりは、新オレンジプランの7つの柱にあるように、認知症の人や

ご家族の視点の重視が横軸として横断し、6つの柱の一つにも介護者支援が位置づけられたことになる。

そのための施策の一つには、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場としての「認知症カフェ」がある。2014（H26）年の実績では都道府県 280 カ所に 666 カフェであったが、わずか1年で2,253カ所に増えている（厚生労働省 2015）。

しかしながらこの事業は、実施主体が行政、地域包括支援センターや介護サービスの事業所、市民団体などと多様であり、介護者への支援をどのように考えるかという点においては、各々の組織やスタッフ・専門家等の考え方がまちまちであることが指摘されている。

3. まとめとして

周知のとおり日本は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、大介護時代を迎えると言われている。また、65歳以上の高齢者人口は、2042年にはピークを迎えると言われており、これをどう乗り切るかが政策課題といえる。

現在の日本の社会においては、地域包括ケアシステムの構築の推進、介護離職防止に向けての取り組みが行われ、安倍政権では新三本の矢において、介護離職ゼロや仕事と介護の両立支援を掲げ、様々な施策を講じている。

■ 沈明淑氏 報告（要旨）

1. 韓国の介護人材の現状

韓国は2008年度に介護保険がスタートし、そのスタートとともに日本のホームヘルパーにあたる療養保護士国家試験制度ができた。240時間の単位を履修し国家試験を受けるというプロセスになっている。今年の7月の合格率は93.3%。平均87%の合格率なので、とれにくい国家資格ではない。療養保護士の特徴として、現場で働いている療養保護士の平均年齢がすごく高いことがあげられる。昨年のデータによると、在宅で働いている療養保護士のなかでは、60歳代が1番多く、次に50歳代で、

70歳代も18%いる。施設は50歳代が1番多く、次に60歳代、40歳代と続いている。日本は30歳代、40歳代の若い人材が沢山いてうらやましい。

以下、問題点を列挙すると次のとおりとなる。①介護人材不足。地方の施設や事業所では、療養保護士が足りなくて利用者の受け入れが出来ず事業所を閉鎖するところもある。この人材不足の背景としては、まず低い賃金が挙げられる。入所施設（特養）の場合は、月15万₩、日本円とすると約15万円。これは基本給で、ここに手当がつく程度。訪問介護の時給は平均8500₩。地方によって少し違いはあるが、高いところでも時給9000₩程度。しかし時給を上げてても人材不足の解消にはなっていない。②療養保護士のイメージ。制度開始時より療養保護士の認知度はかなり高くなってきている。しかしまだイメージが良くないところがあり、これが人材不足につながっているのかなと思っている。療養保護士を家政婦扱いにする意識がまだ強く、これも人材不足の背景の一つになっていると思われる。③雇用の不安定。訪問介護は仕事の継続性が担保できないというところがある。利用者さんの事情で2～3回仕事が切れたら離職してしまう現状がある。また、訪問介護の仕事内容のうち、家事サービスが多くなってしまうとプロの療養保護士としての意欲が生まれてこないところがある。④介護職の処遇改善対策。2014年度に療養保護士処遇改善費と手当が新設された。1時間に625円、上限月10万円まで貰えるが、当時は療養保護士の処遇が劣悪だったので、それを少しでも改善しようとする目的で新設された。今年の10月から「長期勤続手当」が新設されたが、対象が療養保護士だけではなく社会福祉士と看護師、OT、PTも含んでいる。特養やディサービスセンターでは月120時間以上36ヶ月以上勤続した場合5万から8万まで支払い、訪問では、月60時間以上36ヶ月以上勤続した場合4万から6万まで払う手当になる。これが実施されると賃金が少しはよくなるかなと思っている。

2. 認知症高齢者の現状と対策

韓国はとても速いスピードで高齢化が進んでい

る。高齢化に伴って認知症の発症率もすごく高くなっている。2014年の7月には、認知症特別介護度が新設された。韓国の介護保険は介護度が元々3段階になっていたが、2014年の7月から5段階に変わり、軽度の認知症の人まで対象を拡大してサービスを受けられるようになった。介護度5の利用者に訪問介護やデイサービスを提供するときは必ず認知活動型サービスを提供しなければいけないという事になっているが、その為には事業者管理者と療養保護士が認知症専門人材教育という研修を必ず受けなければならない事になっている。しかし研修の機会がとても少なく研修を受けようとしても受けられないという状況がある。従って介護度5の利用希望者がいても介護人材がいなくてサービスの提供ができない現実もある。

また、去年4月から認知症対応型サービスが新設された。これが出来たときはすごく期待をしたが、いざ蓋をあけてみるといろいろと穴があり、デイの場合の報酬は25%くらいアップされたが、サービス利用限度額はそのままなので結局利用時間が減ってしまうようになった。人材配置も認知症対応型デイサービスは4対1とかなり厳しい配置になっている。現在ソウルには6ヶ所しかなく、なかなか増えない状況にある。

最後に介護保険制度における認知症介護者の問題として、認定調査の問題点について取りあげる。認定調査の内容は未だに身体介護の必要度が優先されており、身体的に障害がある場合だと、わりと介護認定を受けやすいが、認知症で妄想や徘徊行為などで日常生活が成り立たない利用者が適切な認定を受け、必要なサービスを利用するには限界がある。

セッション2

「公的介護保障制度はどうなっているのか」

■ 崔太子氏 報告(要旨)

1. はじめに

韓国は2018年に高齢社会となった。日本と比較するとまだ若い国だと言われるが、高齢化をあまり

深刻に思っていない人々もいる。超高齢社会に入るのにこれから8年しかかからない。このスピードを考えると本当に深刻な状況にある。日本と違って高齢者の所得保障が成熟していない状況の中で高齢化が進み、国としての対策も無く、個人としても対策が無い。そういう意味では日本でいう介護の問題と韓国でいう介護の問題の対策が少し変わってくるのではないかなと思っている。文在寅大統領が選挙公約の中で高齢者の年金をもう少し増やすと言っていたので、それがいち早く実現出来ればと思っている。

日本では韓国の人達はお年寄りを大事にする、あるいは親を大事にするので高齢者との同居率が非常に高いと思われているが実際はそれほど高くはない。高齢者の貧困が世界一ということと、それとの関係があると考えられる高齢者の自殺問題も殆ど解決されていないなかで介護問題を抱えた。これから一人暮らし高齢者の問題や、認知症高齢者の介護の問題は、高齢者福祉の中でも一番力をいれて解決して行かなければならない課題である。

2. 韓国の介護保険政策の論点

最近の介護保険報酬制度の特徴として人件費支給比率と社会福祉会計基準を取りあげる。

人件費支給比率というのは訪問介護、訪問入浴、訪問看護、デイサービス、ショートステイなど各給付別に保険者に請求した総額のなかで、一定の比率でケアワーカーなどへ人件費を払いなさいというもの。今年から義務化された。労働者としては本当にいい事かも知れないが、私達介護事業者としてはその比率が考えられないほど高い数字になっている。

政府は最低賃金を16.4%増とすると決めたので、来年の介護保険の報酬がなかなか決まらない。自分達としても心配している。実は、2008年度に制度がスタートし、2009年から今年まで殆ど報酬は上がっていない。2013年度に6.8%増があったが、5.3%はケアワーカーの処遇改善費であり、事業者としては6.8%増だとは思っていない。10年間報酬があがっていないのに事業が出来るという事は、制度スタート時は報酬が良かったという事が言える

思う。「保険有ってサービス無し」という、日本の教訓から韓国政府としても心配し、とにかく事業所を増やすにはある程度の利益を出せるように設定した。その後の10年間、事業所は沢山出来たが、国としてはほぼ報酬を上げていない。私たち事業者は大変つらい。報酬が上がらないと人材も限られサービスの質も上がらない。来年も状況が変わったためどうなるか心配している。

人件費支給比率と関係があるが社会福祉会計基準。今までは社会福祉施設の会計を透明にするためにこの規則を適用してきた。2018年6月から先程の人件費支給比率とセットですべての介護保険事業所にこの社会福祉会計基準を適用することになった。

問題は多々あるが、その一つとして処罰規定を見ると、社会福祉法人よりも民間事業者は厳しく適用されている。このことから国と保険者が介護保険事業者、特に民間を否定的にみているのかと思うととても残念である。今後も介護保険事業者としてはとても厳しい時期を迎えると心配している。

■ 井口克郎氏 報告(要旨)

日本は韓国より10年ほど早く介護保険制度を始めているので、この間どのように変遷してきたか、一連の経過を大雑把ではあるがご紹介したい。私は、日本における介護保険制度は、登場してから今日までの経過を経て、いわば「非社会保障化」とでも言うべき状況になってきていると思っている。

1. 「新自由主義」政策思想の台頭・本格始動と、社会福祉基礎構造改革

介護保険法自体は1997年にできるが、1990年代という時代は、日本の経済的な歴史の中では大きな変革期にあった。そのことと介護保険制度の登場は大きく関係している。1991年にはバブル景気が崩壊し、その後、日本経済は不況期に入っていく。その中で日本の企業がどのように経営を立て直し、国際競争力を高めるかということが90年代の中頃には盛んに議論された。その中で、日本政府が行っ

たのが、一連の新自由主義「構造改革」政策である。1990年代の中頃、具体的には自民党の橋本龍太郎内閣の下では、いわゆる「六大改革」が進められた。また、2000年代に入ると、小泉「構造改革」の中で、社会保障の抑制政策等が強力に進められた。

2. 国の介護保険制度導入の政策的狙い

このような流れの中でこの介護保険制度が登場し導入されていく。つまり、介護保険制度の導入は、経済的・政治的な動向が大きな背景としてある。

では、なぜこの時期、高齢者の介護保障制度として、従来の措置制度をそのまま拡充・発展していくのではなく、あらたに保険制度を導入することになったのか。

第1は財政抑制。措置制度のような税方式の仕組みのままでは、高齢化が進めば租税の投入・負担が増える。特にそれが企業にのしかかる事があっては国際競争力という事を考えると不利になる。よって、国民や高齢者から新たに保険料を追加で徴収し、財源に充てる。またサービス利用時には1割の自己負担を支払うという方式がとられた(一部企業の保険料等の負担も存在するが)。新たな財源や費用を確保していくというのが一つの狙いといえる。

第2に介護の営利化。措置制度は、介護分野への営利企業参入はかなり制限があったが、介護保険制度では大きく規制緩和され、営利企業の参入が大幅に認められた。介護保険を機に営利企業をこの介護分野に参入させ、そして営利企業が入ってくる事によって介護分野を利潤追求の対象に変質させた。

第3に国の公的責任の軽減。介護保険制度では、民間事業者、営利企業の介護分野への参入が大きく規制緩和されたが、このことは、国にとっても大きなメリットをもたらした。介護サービス分野に営利企業等の民間主体を参入させる事によって、様々な問題がおきた時には、国家ではなくて民間事業者にその責任を肩代わりさせていくことができるようになった。もしくは、その事業所のサービスを選んだ利用者に責任を転嫁していく、ということも可能である。

3. 介護保険制度および報酬改定の影響

日本の介護保険分野ではどのようなことが起きているのかというと、まず高齢者化が進む中で、介護が必要な人達は増えてくるわけだが、サービスが限定されるため、要介護者の人達が十分なサービスを受けられない状況になっている。実は日本では国の取っている統計ではその実態が十分に分からないのだが、私自身、色々地域で調査をすると、政府統計では把握出来ない潜在的な介護サービス需要が物凄く多いことがわかる。

第2に、介護労働者の人材不足も問題になっている。最大の要因は、色々調査をしたり分析したりしていると、賃金等の労働条件が大きな要因になっている。先ほど職場の人間関係も大事だということのご指摘もあったが、そのような結論の様々な調査の調査対象者の設定の仕方や解析の仕方を詳しくみると、雇用・労働条件に関する的確な把握や反映、分析が抜けていたりする。

第3に、国は介護保険サービスをかなり抑制しており、十分な介護サービスを受けられない人達が地域にたくさんいるが、ではそうした人達の介護を誰がするのかということになってくる。そこで重視されているのが、ボランティアや家族といえる。家族介護者についても、私は調査を行っているが、在宅介護をおこなっている家族等の健康状態を分析すると物凄く悪い。

おわりに

— 人権としての介護保障の構築に向けた課題 —

日本の介護保険政策の動向見ていると、決定的にまずいのは、要介護者や在宅介護者、介護労働者の人達の実態や声を政策づくりや制度の運用の場面で国が十分に踏まえ、反映させていないということ。

当事者の声を十分に聴かず、経済界の要望をほぼ鵜呑みにする形で、制度改正等をしているので、そうすると地域の人達の介護状況が改善するはずがない。

先ほど、韓国でデモをしている写真をみましたが、ああいう風にして現場の人達が国に対してきちんとものを言い、国や自治体の側はそれを制度や政

策に着実に反映しなければならないような民主主義の実現のための仕組みづくりをもっと進めていかなければ、このような現状はなかなか良くなっていかない。最後に民主主義の貫徹の重要性だが、そのための当事者の組織化とその拡大・強化を日本でどうやって進めていくかということがまず大きな課題と考える。



金沢大学
経済学経営学系教授
市原 あかね

リスク・レジリエンス研究会 活動報告

今年度開始したリスク・レジリエンス研究会発足の経緯を簡単に紹介する。

筆者は、2016年度、地域創造学類内の「レジリエンス思考研究グループ」を企画し、地域のリスク・レジリエンスについて知見を深めるべく、3回の研究会・講演会を開催した。これは、金沢大学研究域教員配置計画（「主要研究課題推進プラン」）の「人的資本・社会関係資本の醸成に関する教育」（地域創造学類を対象とする研究グループ）に対し、法人が研究費をつけたことによっている。その第1回研究会では「地域のレジリエンスとは何か」について、枝廣淳子氏（東京都市大学）から入門的な説明を受けた。第2回は、中村仁氏（芝浦工業大学）を招いて、アメリカの著名な都市思想家、ジェイン・ジェイコブスの『アメリカ大都市の死と生』を題材に、ジェイコブスが複雑系としての都市をいかに捉えていたか講義を受け、都市の創造性とレジリエンスの関わりについて議論した。

第3回は「レジリエンス思考を学ぶ」をテーマとする講演会を開催し、Elmqvist Thomas氏（ストックホルム・レジリエンス・センター）による「都市のレジリエンスと持続可能性：よくある誤解と混乱」と題する講演と、大野智彦氏（金沢大学）の流域政策にかかわる報告、Mammadova, Aida氏（金沢大学国際機構）の環境教育実践報告を受け、討論を行った。この会には、金沢大学能登学舎スタッフ、国連大学いしかわ・かなざわオペレーティングユニットのメンバーなどの参加があった。

これら3回の研究会を通じて、地域社会のリスクとレジリエンスを検討するに際しての、入門的理解、都市のダイナミズムを踏まえた理解、そして、環境に関わる理解を共有することができた。また、研究会開催を通じて、国内の研究動向を整理すると

ともに、国内国際の人脈を得ることができた。そこで本年度はじめに2017年度研究会参加者等に呼びかけ、農村だけでなく都市をも対象に、生物文化多様性をレジリエンス、転換の観点から分析するためのリスク・レジリエンス研究会を発足し、集団的な研究活動を開始することにした。

【活動目的・研究テーマ】

本研究会は、今日の社会の基本課題がエコロジカルなシステム転換であることを前提としている。この課題に応えるべく、レジリエンス論（resilience thinking）を発展させ、人間存在の深い理解に基づいた、都市と農山村、それぞれと両者の総体の、エコロジカルな発展・変容のモデルと政策論を構築することを目的としている。また、その目的を追求するために、人間観、社会観を磨き、社会・生態システム分析の人文社会科学的豊富化と、社会・生態システムのメカニズムとダイナミズムを分析総合するものである。また、学際的批判的に研究を展開するべく、様々な分野の研究者の参加を求めるものである。

そこで、研究会は、四つの研究グループを組織し、理論・理念・政策・実態分析の循環的共同的検討過程を展開し、学際統合を追求することを予定している。また、国内外の既存研究組織・研究者とのネットワークを構築し、当面、主として次の三つの研究分野に取り組む。

- ①理論レベルでの研究：社会－生態システム論について、批判的実在論やルーマン社会システム論等との比較研究を行う。また、オストロム制度論等を参照し、都市・農山村を対象とする生物文化多様性の「中範囲の理論」を、社会文化多様性と生物多様性の独立性と相互作用に踏み込んで発展させる。
- ②生物文化多様性の事例分析に関わる研究：既存の事例研究を方法・理念の両面で検討し、都市文化、農山村文化、双方の社会と自然の関係分析の到達点を明らかにする。
- ③理念・政策に関わる研究：

- a) 社会生態システム論のシステム病理論について、レジリエンス概念と転換概念の、それぞれの深化と関係性の検討、①と連動して社会科学的政策論的射程の拡張可能性の検討を行う。
- b) 表現行為、社会運動、政策などの実践に現れた理念を抽出し、②や③ a) と連動して研究が前提する規範・社会観等を批判的に検討する。

【今年度の活動状況】(研究会メンバーは敬称略)

今年度の研究活動においては、初年度であるので、各自の研究紹介を中心に行い、共通認識を増やし研究課題を明確化することを意識した。毎回、社会、文化、自然とのかかわり、複雑系、レジリエンスにかかわる理解を深めるべく、活発な討論を行っている。第4回には遠方のメンバーである中村仁(芝浦工業大学 災害リスク管理・ジェイコブス研究)も参加し、災害論におけるレジリエンスについてコメントしている。下記に12月までの研究会の報告者とタイトルを示した。また、3月には連続企画(3月20日、21日、23日)として、批判的实在論、環境文学、社会生態システム論をテーマとするセッションを行った。

第1回研究会(5月24日)

市原あかね(金沢大学 エコロジー経済学)
「エコロジー経済学入門:熱力学から
レジリエンス・アプローチへ」

第2回研究会(7月20日)

Mammadova Aida(金沢大学 環境教育)
「白山麓をフィールドとした白山BRに
かかわる大学生への環境教育プログラム」
田邊浩(金沢大学 社会学)
「社会学におけるシステム理論の展開」

第3回研究会(8月31日)

飯田義彦(国連サステナビリティ高等研究所いしかわ・
かなざわオペレーティング・ユニット 景観生態学)
「奈良県吉野山のヤマザクラ集団に関する生物季節学的研究」「白山ユネスコエコパーク—人と自然がつづむ地域の未来へ—」など活動紹介
川邊咲子(金沢大学人間社会環境研究科博士課程

文化資源学)

”Why do we need everyday life heritage?:

Toward systematic heritage and museum materials”

第4回研究会(9月29日)

盧瑠(金沢大学人間社会環境研究科博士課程
コモンス論)

「山西省における『四社五村』水利自治組織の近代化
—技術・経営・宗教に注目した変容過程分析—」

市原あかね(金沢大学 エコロジー経済学)

「論点整理」

第5回研究会(12月19日)

小林重人(北陸先端科学技術大学院大学 複雑系
科学・進化経済学)

「連帯経済におけるコミュニティバンクと住民組織の
役割—ブラジル・パルマス銀行を事例として—」

第6回研究会:

セッション1 批判的实在論(3月20日)

野村康氏(名古屋大学 環境政治学)

「批判的实在論:方法論と環境政治学の周辺における意義」

田邊浩(金沢大学 社会学)

「Margaret S. Archerの文化の形態生成論」

第7回研究会:

セッション2 環境文学(3月21日)

結城正美(金沢大学 環境文学)

「文学にみる感覚としてのリスク」

大澤善信氏(関東学院大学 社会学)

ディスカッサント

第8回研究会:

セッション3 社会生態システム論(3月23日)

梅津千恵子氏(京都大学 環境経済学)

「半乾燥熱帯アフリカにおける

食料安全保障とレジリエンス」

大野友彦(金沢大学 環境政治学)

「ダム建設・撤去を通じた流域圏社会

—生態システムの変容」



金沢大学
経済学経営学系講師
村上 慎 司

社会保障の規範理論に基づく 政策研究

(2017年度第4回公開研究会：2017年11月22日)

地域政策や社会保障を含む政策に関する学問は、社会現象のメカニズムを解き明かすための数理モデルに関する理論研究と統計的手法を用いて課題の実態を把握する実証研究に加えて、何らかの価値や理念をめぐる規範理論研究も必要とされる。

今回の公開研究会では、これまでに報告者が行った社会保障の規範理論に基づく政策研究の概要を紹介し、参加者との議論を行い、今後の課題を明らかにすることを目的とした。

報告者の専門とする社会保障の規範理論とは経済哲学の一部門である。ここでいう経済哲学とは経済学と哲学——とりわけ政治哲学——との重複学術領域であり、規範経済学である厚生経済学の哲学的基盤を提供する分野である。代表的な研究として、アマルティア・セン教授の一連の研究があり、日本では塩野谷祐一教授と後藤玲子教授の業績がある。

報告者の研究テーマは、上記の3名の先行研究を積極的に参考にしながら、第一にセン教授によって提唱されたケイパビリティ (capability) 概念に基づく福祉・健康の社会的決定要因の解明・制御、第二に衡平性・自由・共同性という三つの価値理念に焦点を合わせた社会保障制度・政策の設計思想・評価基準を提供する理論的枠組みの構築である。

前者の研究テーマについて、ケイパビリティとは福祉・自由についての基礎概念であり、個人が財やサービスを用いて達成可能な価値をおく理由のある諸機能 (行い方・在り方) の集合である。その独創点は、諸機能の客観的特徴に注目しつつ、これらを私的選好ではなく理性的な公共的判断に基づいて評価である。主流派経済学における厚生評価の問題点を克服するものとして期待されているケイパビリティは、公衆衛生・社会疫学とはじめとする健康の社会的決定要因に

ついでにの学問分野とのコラボレーションにも優れており、学際性を有する概念である。

後者の研究テーマについて、先の三つの価値理念に即してより詳細に述べよう。第一にリベラリズム (liberalism) における衡平性・ケイパビリティである。ここでいうリベラリズムとは、ジョン・ロールズの正義論に代表される現代リベラリズムを意味し、福祉国家による積極的な再分配を志向する社会保障の哲学の一つとして位置づけられる。こうしたリベラリズムに対して、どのようにして何を分配するべきかという研究上の問いがある。報告者は、衡平性に特徴づけられた分配ルールに従って、ケイパビリティを分配に関する情報的基礎とする研究を遂行してきた。具体的には、日本の生活保護加算制度を廃止する議論の根拠を批判的に精査したうえで、ケイパビリティから構成されるニーズに基づく衡平性を提起し、生活保護法との親和性を論じた。また、健康の衡平性について、政治哲学・公衆衛生・社会疫学の議論と健康領域のケイパビリティであるヘルス・ケイパビリティの知見を参照したうえで、隣接概念との整理を通じて、特徴を明らかにした。

第二にリアル・リバタリアニズム (real libertarianism) における自由である。これは近年、注目を集めているベーシック・インカム (social capital) の議論と関連する。リアル・リバタリアニズムとは、ベーシック・インカムについての精緻な規範理論を構築したフィリップ・ヴァン・パリスが提唱する考え方である。この考え方の背景には形式的自由のみに焦点を当てる典型的なリバタリアニズムへの批判がある。そして、これはリベラリズムのように再分配する方向へと修正し、すべての人に対する実質的自由 (real freedom) の保障を意図している。しかしながら、果たして自由はどのくらいベーシック・インカムの額によって保障されるのだろうか。また、最低賃金制度のような他の所得保障との関係性はどうなるのか。さらに、もし完全な形でのベーシック・インカムが困難であるとすれば給付付き税額控除のような部分的な形態との比較はどうなるのか。最後に、ベーシック・インカムという現金

給付のみで人々の多様なニーズに応じることができ
るだろうか。報告者はこうした問いを財源試算も含
めて多面的に研究し、ベーシック・インカムとケイ
パビリティとの相補性について考察を深めている。

第三にリベラル・コミュニタリアニズム (liberal
communitarianism) における共同性である。これは
社会科学の多くの分野で言及されるソーシャル・
キャピタル (social capital) の議論と関連する。こ
こでいうリベラル・コミュニタリアニズムとは、個人
の自律的な選択を通じた共同的な価値・目的を再考
できる立場であり、報告者はソーシャル・キャピタ
ル論の第一人者であるロバート・パットナムがこれ
に該当すると解釈している。ソーシャル・キャピタ
ルは健康の社会的決定要因の一つとして学術的にも
実践的にも注目されているが、その逆機能、つま
り、同調圧力といったダークサイドの側面を懸念す
る見解もある。報告者はソーシャル・キャピタルの
ような共同性を通じた健康の改善に寄与することを
意図した集団単位の政策とケイパビリティに立脚し
た個人単位の政策との相補性を研究し、一定程度の
研究成果を挙げている。

以上のようなこれまでの研究を踏まえたうえで、
現在、報告者はとりわけヘルス・ケイパビリティと
健康の衡平性についての理論／応用研究に取り組
んでいる。この応用研究の射程は地域包括ケアシス
テムとそのガバナンスに関する内容も含んでいる。

参加者との議論では、健康の衡平性と税の衡平性
における論理構造の同型性、日本におけるベーシ
ック・インカム導入の是非、コミュニティとアソシ
エーションに関する概念的差異、ポピュリズムとグ
ローバル化のもとのでの社会保障の未来、といった
非常に多岐に渡る充実した内容であり、今後の課題
が明確になった。そのなかには、報告者の研究内容
の具体的な政策インプリケーションを問うものが
あった。このことは応用政治哲学における非理想理
論の議論と関わり、それに対する考察を2017年
12月に開催された日本医療福祉政策学会で発表し
たことを付記する。最後に、多忙な中で研究会に参
加された人々に深謝したい。

金沢大学

人間社会研究域附属地域政策研究センター准教授
菊地直樹

レジデント型研究から 地域政策研究へ

(2017年度第6回公開研究会:2018年1月18日)

はじめに

私は1999年から13年間と少し、兵庫県豊岡市
周辺で進められている絶滅危惧種コウノトリの野生
復帰プロジェクトに、兵庫県立コウノトリの郷公園
(以下、郷公園) / 兵庫県立大学自然・環境科学研
究所の研究員として、実務者として、そして地域住民
としてかかわってきました。このプロジェクトは野
外絶滅したコウノトリを放鳥することを通して、自
然環境の再生と地域再生の両立を目指したもので
す。当時の郷公園は4人しか研究者がいない、とて
も小さな所帯でしたが、コウノトリの野生復帰に特
化した、世界的にみてもかなりユニークな研究施設
です。郷公園の一員として、環境社会学を軸に多分
野の研究者や行政、地域住民といった多様な関係者
と協働しながら、コウノトリの野生復帰の実現を
目指す研究活動を行ってきたのです。

すぐそこが現場でした。いや現場のなかで研究を
するといった方がいいかもしれません。ここでしか
できないことがたくさんある。このことに面白さと
やりがいを感じるようになった頃、郷公園などを事
例に取り上げ、レジデント型研究という視点を提示
したのは佐藤哲さんでした(佐藤2008)。レジデ
ント型研究とは「研究者・生活者・当事者といった複
数の顔を持ちながら、自ら定住する地域の課題解決
に向けた領域融合的な研究活動」のことをいいま
す。この視点が示されたことによって、自分の研究
活動の意義をとらえ直すことができるようになった
と思います。

その後、私は総合地球環境学研究所へと異動
し、全国のレジデント型の研究者への聞き取り調
査を行いました。そこで明らかにしようとしたの
は、自分自身の経験を活かしながら、レジデント

型研究者たちの活動の多様性、現場で培ってきた方法論の新規性などでした。そして2017年10月、地域政策研究センターに赴任して脳裏に浮かんだのは、はたしてレジデント型研究者としての経験を地域政策研究に活かすことができるのか、ということでした。

レジデント型研究

近年、地域という名称がつく学部がいくつもの大学で誕生するなど、「地域」を研究することは一種の流行になっているかのようです。地域系学部の先駆けである鳥取大学地域学部に所属する家中茂さんは、地域学とは『『地域のなかで考える、地域とともに考える』という研究の立場であり、『何のための学問か』という強い衝動をともなった問いをうちに含んでいる』と主張されています(家中2011)。古くから研究対象であった地域を今あえて取り上げる意義は、当事者性を有する研究を創ることにあるというのです。地域とは単なる研究対象ではないわけです。

では、レジデント型研究の特徴はどこにあるのでしょうか。第一に、定住する地域社会の一員として研究を行う「定住型研究者」という点です。専門家であるとともに地域住民でもあるという複数の顔を持ちながら、地域の人びととともに考えていきます。第二に、科学的な価値の探求ではなく、地域社会が直面する課題の解決に直結した知識の生産に目的を設定するという「課題駆動型研究」という点です。第三に、課題解決のために必然的に「超学際的研究」になるという点です。環境問題といった地域の課題は学問領域によって区分されていないので、特定の学問分野だけで対応できるわけではありません。学際的な研究に加えて、社会のさまざまな関係者との連携が必要です。学問だけで問題解決へと導き出されるわけではないからです。超学際的研究とは、異分野・異業種融合による問題解決志向の研究のことをいいます(佐藤・菊地編(2018))。総合地球環境学研究所はまさに超学際的研究を推進する機関です。それはともかく、レジデント型研究は、地域人材育成をしている金沢大学能登学舎を想定して

いただくと、イメージしやすいかもしれません。

レジデント型研究は研究者にとって貴重な学習機会となります。私が学んだことを紹介しましょう。

コウノトリの野生復帰の現場で学んだこと

コウノトリの生息環境は、田んぼや里山といった人との多様なかかわりによって成り立っている二次的自然です。地域住民の営みによって維持される自然であるため、再生の対象は人と自然のかかわりにまで拡大します。コウノトリの野生復帰は、人と自然のかかわりの再生というきわめて社会的な課題なのです。

私は地域住民への聞き取り調査から人とコウノトリのかかわりを明らかにしたり、コウノトリを象徴とした農業の再生、コウノトリの観光資源化、コウノトリの飛来を機にした放棄田のコモンズ化、多様な関係者のコミュニケーションの促進などに関する研究活動に携わってきました。コウノトリの野生復帰について体系立てて研究してきたわけではありません。その時その時に問題になっていること、あるいは私に要請があったことへの対応の一つの表現として論文や本を執筆してきたのです(菊地2017)。

これらの研究活動において、さまざまな人からさまざまな形で私自身の研究のあり方が問われました。たとえば聞き取り調査の公表にあたっては、豊岡の人たちにとって作文以上の意味があるのかと問われました。また放棄田のコモンズ化の社会的仕組みを明らかにした研究では、私とその仕組みづくりにどのようにかかわれるのかという当事者性が問われたのです。

こうした経験から学んだことは、第一に問題解決を志向すれば必然的に超学際的研究となるということです。生態学、応用生態工学、環境社会学といった多領域の学問と地域住民、NPO、行政、ボランティア、研究者、観光客という関係者を「みづぼ」にしながらかつ研究活動を進める意義を学びました。第二に「ステークホルダーとは誰か?」ということです。地域にかかわる研究者は、論文執筆など当然ステークを持っています。レジデント型研究とは、研究者がステークホルダーという立ち位置を持った時

に見えてくる現象を研究する方法なのではないでしょうか。その時、研究者は何らかの変容を求められます。第三に「私」自身の役割の創出していきました。具体的には、環境社会学者として培ってきた「聞く」能力を発揮しながら、鶴見カフェ（サイエンスカフェ）という相互学習の場を創りコーディネーターという役割を担い、多様な人びとをつなぐコミュニケーションスキル方法を学んだのです。

これから

あらためて地域政策研究とはなんでしょうか？現時点の私に答えがあるわけではありません。それでも拙い考えを示せば、①課題から駆動され、②超学際性を持ち、③多様な関係者との双方向性（相互学習）を促進しながら、地域の資源となりうる知識を生み出す研究とでもいえるのでしょうか。

金沢・石川そして北陸の地で、地域のなかで地域の人びととともに考えていく研究活動をしていきたいと思っています。これからもよろしくお祈りします。

佐藤哲（2008）

「環境アイコンとしての野生生物と地域社会：アイコン化のプロセスと生態系サービスに関する科学の役割」『環境社会学研究』14:70-84.

佐藤哲・菊地直樹編（2018）

『地域環境学：トランスディシプリナリー・サイエンスへの挑戦』東京大学出版会

菊地直樹（2017）

『「ほっとけない」からの自然再生学：コウノトリ野生復帰の現場』京都大学学術出版会

家中 茂（2011）

「生活のなかから生まれる学問：地域学への潮流」
柳原邦光・家中茂・仲野誠・光多長温編
『地域学入門：“つながり”を取り戻す』

ミネルヴァ書房

金沢大学
人間社会研究域附属地域政策研究センター長
経済学経営学系教授
佐無田 光

地域政策研究センター 活動成果報告会の開催

2017年10月7日に石川四高記念文化交流館にて地域政策研究センター活動成果報告会（アドバイザーボード兼地域ステークホルダー会議）を開催した。

はじめに人間社会研究域副域長の野村眞理教授より開会の挨拶があった。続いて、センター長の佐無田より地域政策研究センターの活動概要と成果の報告を行った。その後、センターの重点活動分野について、それぞれセンター教員から計7本の報告があった。

休憩を挟み、コメント・討論の部では、当センターのアドバイザーである佐々木雅幸・同志社大学教授および北川太一・福井県立大学教授よりコメントをいただいた。今回はステークホルダーである地域関係者（連携自治体である七尾市、小松市、羽咋市の担当者）をお招きして、当センターの活動についてコメントをいただいた。最後に、大学の研究活動と地域関係者の仲介役を担っている金沢大学先端科学・イノベーション推進機構の平子紘平特任助教からもコメントをもらい、相互に意見交換を行った。

詳しいコメントの内容については地域政策研究センターの年報に掲載する。



地域経済ニューズレター第112号

2018年3月30日発行

発行／金沢大学人間社会研究域附属地域政策研究センター 金沢市角間町（☎920-1192）☎（076）264-5438

編集／地域政策研究ニューズレター編集委員（菊地直樹、塩谷雅弘）

印刷所／金沢市中村町28-14（株）谷印刷 ☎076-242-7267